

指定給水装置工事事業者の指定事項の変更に関する提出書類について

- 変更 ※当該変更のあった日から30日以内に届出。
※給水装置工事主任技術者の選任・解任については別途届出書が必要です。
(「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」)

【氏名又は名称、住所、代表者の氏名 を変更】

- ・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
- ・(氏名又は名称、役員の名義に変更があった場合)
誓約書
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- ・(氏名又は名称、代表者の氏名に変更があった場合)
同意書 (税滞納に関する制限措置) ※代表者を含む
町税の納税状況を確認することに同意する書類
- ・(法人の場合)・登記事項証明書の謄本
・定款 ※定款を変更している場合のみ
(個人の場合) 住民票の写し
- ・事業所連絡票 (任意様式可)
※指定工事店となる事業所が町外等であり、別途、現場窓口となる近隣の事業所がある場合には、その事業所についても記載。
(記載項目) 氏名又は名称、代表者の氏名、郵便番号、住所、電話番号 (事務所、携帯等)、
FAX番号、事務担当者 等
- ・(住所が変更された場合)
事業所の位置図・間取りがわかる平面図・写真 (内部含む)
- ・既に発行済みの「上富田町指定給水装置工事事業者証」の原本

【(法人のみ) 役員の名義 を変更】

- ・指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書
- ・誓約書
水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- ・登記事項証明書の謄本

【給水装置工事主任技術者の氏名 又は 給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号 を変更】

・ 指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

・ (変更後の) 主任技術者免状 (写し)